

大和市告示第59号

大和市認知症カフェ運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市認知症カフェ運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市認知症カフェ運営費補助金交付要綱（平成29年大和市告示第68号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この要綱において、認知症カフェとは、認知症の人及びその家族が、地域の人、専門家等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場をいう。

別表第1運営経費の項中「96,000円」を「120,000円」に、「8,000円」を「10,000円」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。